

後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の人へ

令和6年度に75歳になるみなさんへ

高齢者医療係
055-934-4728

75歳の誕生日をむかえた人すべてと65歳以上で一定の障がいがあると認定された人のうち希望する人は、それまで加入していた医療保険（国保や会社の健康保険組合など）を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

★保険証

75歳の誕生日までに後期高齢者医療被保険者証（保険証）を郵送します。

★保険料の納め方

誕生月	保険料通知時期	納付方法（75歳到達年度）
4・5月	8月中旬	10月から年金天引きで納めます
6・7月	9月中旬	納入通知書で納めます (年金天引きはありません)
8月以降	誕生月の翌々月中旬	

※年金天引きには一定の条件がありますので、年間を通じて納入通知書で納めていただく場合もあります。

※口座振替をお勧めします。保険証をお送りする際に同封されている「口座振替申込書」に記入・押印して返送していただくか、直接金融機関の窓口でお申込みください。（ゆうちょ銀行は保険証同封の「口座振替申込書」は利用できません）

◆国民健康保険料を口座振替で納めている人も、あらためて申し込みが必要です。

令和6・7年度の保険料率が決まりました

◇後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに変わります。

所得割率	9.49% (8.80%(*2))
均等割額	47,000円

保険料は、被保険者全員が同額を負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計したものです。

◇令和6・7年度の保険料計算方法は次のとおりです。静岡県内は一律です。

年間保険料 (R6 上限 73万円)(*3) (R7 上限 80万円)	=	均等割額 47,000円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(*1) × 9.49% ((*2) 8.80%)
--	---	------------------------	---	---

(※1) 賦課のもととなる所得金額 = 令和5年中の所得 - 43万円(旧ただし書き所得)

(※2) 旧ただし書き所得が58万円以下の方の令和6年度適用所得割率

(※3) 令和6年度に75歳になられた方は上限80万円

※所得の少ない人や、後期高齢者医療制度の資格を取得した日の前日において、会社の健康保険組合などの被用者保険の被扶養者であった人は保険料が軽減されます。

令和6年度 保険料の仮徴収（年金天引き）を行います

令和6年度の保険料決定は8月です。
 保険料を特別徴収（年金天引き）で納める人は
 年6回支給される年金のうちの3回で仮に算定
 した額（前年度保険料の約半額）を納めます。


特別徴収の対象となる人には、**3月**に保険料
 特別徴収仮徴収開始通知書をお送りします。

仮 徴 収		
4月	6月	8月

なお、本徴収として、確定した年間保険料
 から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて
 納めます。

本 徴 収		
10月	12月	2月

特別徴収	普通徴収
<p>年金を受給している人は、年金からの天引きが原則です。</p> <p>※複数の年金を受給されている人は、天引き対象となる年金の優先順位があるため、年金額が年額18万円以上であっても特別徴収ではなく普通徴収の場合があります。</p>	<p>特別徴収の対象とならない人は、口座振替や納付書により保険料を納めていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 年金額が年額18万円未満の人 • 後期高齢医療制度の保険料と介護保険料との合計が、年金額の1/2を超える人



料金後納郵便
郵便区内特別

大切なお知らせです。内容をご確認ください。

静岡県後期高齢者医療
保険料特別徴収仮徴収開始通知書

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号
沼津市役所
国民健康保険課
TEL (055)934-4728(直通)

こんなときはどうする？ Q&A

高齢者医療係
055-934-4728

Q 保険証を失くしてしまった時の再交付はどうすればよいか？

A 顔写真付きの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参して、市役所1階国民健康保険課または市民窓口事務所で申請してください。本人及び同世帯員以外の代理人申請や窓口事務所での手続きの場合、即日交付ではなく保険証は郵送となります。

Q 病院で「限度額証」をもらってきてほしいと言われたが？

A 限度額証を提示すると、病院窓口での負担額が少なくなる場合があります。発行できない方もいますので、自分は該当するかどうかまずは電話でお問い合わせください。